

居宅介護支援重要事項説明書

安中市介護サービス事業

安中市居宅介護支援事業所

電話 027-385-1282

FAX 027-385-1282

居宅介護支援重要事項説明書 (令和7年4月1日現在)

1. 安中市が提供するサービスについての相談窓口

電話 027-385-1282 (午前8時30分～午後5時15分まで)

担当 和田 幸誠

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 安中市居宅介護支援事業所の概要

(1) 介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	安中市居宅介護支援事業所
所在地	安中市原市1丁目9番10号
介護保険指定番号	1071100448
サービスを提供する地域(注)	安中市

(注) 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	常勤・兼務	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		業務管理	1名
介護支援専門員		1名	1名	居宅介護支援の提供	2名
事務職員		1名		一般事務(庶務)	1名

(3) 営業時間

平日 午後8時30分～午後5時15分

※休業日 土、日、祝日、12月29日～1月3日

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

申し込みを受けた後、居宅介護支援重要事項説明書で事業概要を説明し、居宅介護支援契約書において契約します。

その後、当事業所の介護支援専門員が、より生活しやすい居宅サービス計画を作成し、合意を得られたのち、サービスが提供されます。

なお、サービスについては、利用者・介護者の要望に沿うように計画を立てますので、変更もお受けいたします。利用者は、指定居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができ、また、当該事業所を位置付けた理由を求めることができます。

4. 利用料金

(1) 利用料

利用料(居宅サービス計画の作成費用)は、要介護者と認定された場合は介護保険制度が適用され、同制度から当事業所に全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。※別紙詳細

ただし、介護保険料の滞納等がある場合には、法律で定められた所定の金額を一時的に利用者に負担していただくことになりますが、その場合には、当事業所がサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、安中市の担当窓口に提出しますと、滞納保険料等との差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

居宅サービス計画の作成に要する交通費は、安中市内にお住まいの方については無料ですが、安中市外にお住まいの方については、介護支援専門員がお伺いするための交通費を実費負担していただくことになります。 ※別紙詳細

(3) 解約料

利用者の都合によりいつでも解約することができ、料金は一切かかりません。

(4) その他

料金が発生する場合、月々の精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、銀行振込・現金徴収の2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等で申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②居宅介護支援が長期間提供されていない場合

介護老人保健施設への入所や病院への入院および利用者の都合などにより、居宅介護支援の提供が3か月以上ない場合、担当件数の調整のためサービスを終了させていただく場合があります。その場合は利用者との協議のうえで居宅介護支援終了の可否を決定いたします。

③当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知するとともに、地域内の他の介護支援事業所をご紹介い

たします。また、この事に関する書面を作成して、利用者に交付いたします。

④自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護老人保健施設を除く介護保険施設に入所した場合
- ・利用者が小規模多機能型居宅介護の利用に変更した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立・要支援1・要支援2）と認定された場合
- ・利用者が亡くなった場合

⑤その他

利用者や家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為・社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で告知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

※社会通念を逸脱する行為…身体的・精神的暴力、セクシャルハラスメント、業務妨害 等

6. 安中市居宅介護支援事業所の特徴

（１）運営の方針

設立母体であります安中市では介護保険サービス事業として指定訪問看護事業、通所リハビリ事業、訪問リハビリ事業を運営しております。

地域の皆様の健康と福祉の向上に努めてきました経験と実績を生かし、利用者・介護者の福祉ニーズに即した居宅介護支援サービス計画を提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏することがないように公正中立に利用者の立場に立って提供するようにいたします。

（２）業務内容

居宅介護支援の内容は以下のとおりです。

《アセスメント》

利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。

《サービス調整》

アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。

《ケアプラン作成》

介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。

《サービス担当者会議》

介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。

《モニタリング》

少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。

《給付管理》

ケアプラン作成後、その内容に基づき、毎月給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に

提出します。

《要介護認定の申請に係る援助》

利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるように援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。

《介護保険施設等の紹介》

利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーはケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、以下に示すような内容は業務範囲外となります。

- ・救急車への同乗
- ・病院の受診予約や入院時の手続き、生活用品調達等の支援
- ・家事の代行業務
- ・直接の身体介護
- ・金銭管理 等

(4) 当事業所の訪問介護等の利用状況 ※別紙詳細

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：和田 幸誠 電話：027-385-1282

(2) そのほか当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

①安中市高齢者支援課介護保険係 電話：027-382-1111

②群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話：027-290-1323

8. 利用者の秘密保持

当事業所の職員は、利用者および利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密は一切漏らしません。

また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業所は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。つきましては、疾患に対する対応を円滑に行うために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に、入院先の医療機関に担当の居宅介護支援事業所および介護支援専門員名が伝わるように、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に担当の介護支援専門員の名刺を入れる等の対応をお願いいたします。
- ②入院時には、ご本人またはご家族から当事業所名および担当介護支援専門員名を伝えていただきますようお願いいたします。

11. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重がされるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ①虐待防止委員会の開催
- ②高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③虐待防止研修の実施
- ④専任担当者の設置

虐待防止に関する担当者 和田 幸誠

12. 身体拘束について

事業所は原則として、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. ハラスメント対策の強化に関する事項

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

————— 契約をする場合は次事を確認すること —————

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意のもと交付しました。

事業者	所在地	安中市原市1丁目9番10号
	名称	安中市居宅介護支援事業所
	管理者	和田 幸誠 ⑩
説明者	所属	安中市居宅介護支援事業所
	氏名	⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者	住所
	氏名
(代理人)	住所
	氏名